

## 懲戒処分公表

次のとおり懲戒処分等を行いましたので、阿蘇市懲戒処分の指針に基づき、公表します。

### 1 【被処分者の所属、補職、年齢及び処分等の内容】

所属	補職	年齢	処分内容
総務部 波野支所	次長 兼 係長	53 歳	懲戒処分（戒告）

### 2 【事件の詳細等】

本件は、総務部波野支所において、戸籍事務を所管する係長の職を兼務した被処分者が、戸籍事務の管理運営責任者として、戸籍総合システムへの不正アクセス及び戸籍情報の不正閲覧等を察知し、未然に防ぐことができず、結果として不祥事を発生させてしまったものである。

被処分者は、戸籍事務を所管する係長の職を兼務していながら、戸籍総合システムへの不正アクセス及び戸籍情報の不正閲覧等に及んだ職員が被処分者の直属の部下職員からID等を聞き出し、戸籍総合システムにアクセスして、不正に戸籍情報の閲覧を繰り返していたことをいち早く察知し、未然に防ぐことができず、このような結果を生じさせた。

これらは、係の総括責任、戸籍事務に関する管理運営責任、次長の職としての適正を欠き、職務上の義務に違反するものであり、結果として、行政の信頼を失墜させ、公務全体の信用を損ない、不名誉となるものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づき、懲戒処分とし、戒告とした。

併せて、所管する部課長級の職員に対し、管理監督責任として訓告等の処分、関係した主任職員に対し、業務執行上の責任として嚴重注意の処分とした。